

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	有田川町	事業名	史跡・湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡							事業形態	直接買上げ		
(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
史跡・湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡は、令和3年3月に史跡指定され、現在に至っている。 有田川町は、藤並館跡の史跡指定地全体を公有化して確実な保存を図るとともに、史跡の常時公開に向けて整備を進める長期的な構想を打ち出しているが、当面の目標として、令和7年度から11年度までの5ヶ年で史跡の中心部の公有化を完了させるとともに、並行して史跡の内容確認のための発掘調査を実施しながら整備基本計画の策定を目指している。現在、史跡中心部付近には、民有地と町有地が混在しており、町による一体的な土地の整備事業を妨げている。このため有田川町では、特に緊急性の高い案件から順次公有化を進め、並行して暫定的な整備を行って、史跡地の活用を進めていく。令和7年度は(2)に掲げる2筆の土地を公有化予定である。この2筆は、史跡中心部の方形居館の周囲を巡る堀を含む土地であり、史跡の一体的な整備を推進していくためには、可及的速やかに公有化を図る必要がある。 なお、上記2筆の公有化が完了しなければ、史跡の暫定的な整備公開への着手が遅延することになる。 また、上記2筆の公有化範囲を含む史跡の活用計画については、「史跡湯浅党城館跡保存活用計画」のP.89～96に記載されている。													
(2) 令和7年度公有化の計画													
番号	公有化計画地		公有化の緊要性							令和8年度以降当面の活用方針			
1	有田川町下津野337番1		史跡中心部の堀を含む土地であり、史跡の一体的な整備を進める上で必要なため。							公有化した土地の緑地帯としての整備を実施し、R10までに緑地帯として暫定開放を行う。保存会会員を対象にボランティアガイドの育成を行うとともに、住民を対象とした史跡探訪会を実施する。			
2	有田川町下津野337番2		史跡中心部の堀を含む土地であり、史跡の一体的な整備を進める上で必要なため。										
3													
4													
5													
当該年度事業費		28,287千円	当該年度補助額		22,629千円								
(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化		R7～11											
管理 (R7買上地)	草刈	藤並館跡保存会と有田川町が 合同で年2回実施。有田川町 作業委託により年4回実施	R8～										
	巡回監視	文化財保護地区指導員による パトロールを年2回実施	R8～										
活用 (R7買上地)	緑地帯整備	暫定開放	R9～10										
	暫定整備 (誘導看板整備)	誘導看板整備	R9～10										
活用 (全体計画)	整備計画等策定	発掘調査 整備基本計画策定	R8～11 R12～13										
	情報発信・普及啓発	調査報告会 パンフレット作成	R9～11 R12～13										
上記に係る特記事項													
・R7買上地の緑地帯整備、暫定開放は、将来的な史跡公園としての公開活用を目指し、部分的に先行して実施するものであり、今後実施予定の発掘調査成果と有識者会議での協議検討をふまえて策定を進める史跡全体の整備基本計画との整合性に留意して実施する。 ・情報発信、普及啓発については、発掘調査成果を速やかに公表する報告会の開催やホームページ等での公開によって広く発信し、史跡の保護や将来的な整備について理解促進を図る。また、パンフレットについては、単に史跡の文化財的価値の紹介にとどまることなく、町内に所在する他の湯浅党関連の文化遺産を含めた総合的な周知を図る内容とし、周遊ルートの設定を行うことで回遊性を高めるなど観光資源としての活用に資するものとする。													